

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	内閣府
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>少子高齢化への対応など全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社で、地方公共団体の確認を受けた場合、広く民間から志ある資金を集めるために、個人投資家の出資に対し、下記の税制上の優遇措置を講じる。</p> <p>①投資時点 投資額を他の株式譲渡益から控除</p> <p>②売却等により損失が発生した場合 損失を翌年以降3年間にわたって株式譲渡益から控除</p> <p>・ 特例措置の内容 所得税において、当該措置が認められた場合、個人住民税について同様の効果を適用する。</p>		
関係条文	<p>地域再生法（平成17年法律第24号）</p> <p>第十六条 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号ロに規定する内閣府令で定める事業を行う株式会社（地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当することについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けたものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例があるものとする。</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (—) (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>少子高齢化への対応など全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について税制上の優遇措置を講ずることにより、広く民間から志ある式の調達を促進して、地域再生の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成24年9月5日に地域再生法の一部改正により、少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定して、その課題解決に取り組む地域を重点的かつ総合的に支援する制度として、特定地域再生制度が創設された。</p> <p>骨太方針2013では、「地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性広報の点から支援する」とされている。</p> <p>以上のことより、特定地域政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対しての支援の一環として税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 地域活性化の推進 施策目標⑥ 特定地域再生計画の認定
	政策の達成目標	我が国の経済社会にとって共通の課題となっている特定政策課題の解決に資する先駆的な取組を支援することで、地域再生の戦略的な取組が強化されることを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2014年から2016年まで
	同上の期間中の達成目標	特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70%
	政策目標の達成状況	特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間はいずれも未了のため、本特例措置による効果・達成目標の実現状況を述べることは困難である。 他方で、平成24年度に特定地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対して地方公共団体に対して実施したアンケート調査に対する回答においては、「目標を上回っている」、「目標どおり」とした事業が測定指標の目標値を上回っており、特定政策課題の解決に資する取組が進展することが期待される。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成26年度：7.65百万円 平成27年度：7.65百万円 平成28年度：7.65百万円 適用数見込み：各年度、地方公共団体の確認を受けた特定政策課題の解決に資する事業を行う6社に対し投資を行った個人投資家
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	特定地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家の投資への税制上のインセンティブを付与することは、広く個人投資家からの投資を促進することで、株式会社の経営基盤強化にもつながり、地域の再生へと還元される取組として有効なものと考えられる。 また、本特例措置により、地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人の活動が活発化することによる税収増が見込まれるだけでなく、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い事業のこのような法人による実施が可能となり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（所得税）を要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額	特定地域再生計画の推進に必要な費用（250百万円（平成26年度概算要求額）） 特定地域再生事業費補助金（200百万円） ・特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に交付される特定地域再生計画策定費 ・地方公共団体、公共的団体、営利を目的としないNPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、特定政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合に交付される特定地域再生計画推進事業 特定地域再生制度検証経費（50百万円） 特定地域再生事業費補助金の選定事業における効果や特定政策課題解決への寄与度等の分析・検証を行うとともに、民間事業者等から提案された特定政策課題の解決に資する具体案件を検証することで、多様な課題に対応した解決モデルを構築する

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例措置とは、支援対象が異なるものである。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、特定地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家による投資への税制上のインセンティブを付与するものであり、特定政策課題の解決に資する取組への地域における自主的・自発的な支援を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—